

議事日程(第4号)

平成30年6月13日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第42号 町道路線の認定について
- 日程第2 議案第43号 町道認定路線の変更について
- 日程第3 議案第44号 高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第45号 高鍋町税条例の一部改正について
- 日程第5 議案第46号 高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第6 議案第47号 高鍋町都市公園、公園施設及び特定公園施設等の設置の基準を定める条例の一部改正について
- 日程第7 議案第48号 高鍋町公民館の設置及び管理に関する条例等の一部改正について
- 日程第8 議案第49号 平成30年度高鍋町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第9 議案第50号 平成30年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議案第51号 平成30年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議案第52号 平成30年度高鍋町工業用地造成事業特別会計補正予算(第1号)

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第42号 町道路線の認定について
- 日程第2 議案第43号 町道認定路線の変更について
- 日程第3 議案第44号 高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第45号 高鍋町税条例の一部改正について
- 日程第5 議案第46号 高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第6 議案第47号 高鍋町都市公園、公園施設及び特定公園施設等の設置の基準を定める条例の一部改正について
- 日程第7 議案第48号 高鍋町公民館の設置及び管理に関する条例等の一部改正について
- 日程第8 議案第49号 平成30年度高鍋町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第9 議案第50号 平成30年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議案第51号 平成30年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第1号)

日程第11 議案第52号 平成30年度高鍋町工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）

---

出席議員（16名）

1番	池田 堯君	2番	水町 茂君
3番	山本 隆俊君	5番	津曲 牧子君
6番	岩村 道章君	7番	岩崎 信や君
8番	緒方 直樹君	10番	柏木 忠典君
11番	後藤 正弘君	12番	中村 末子君
13番	黒木 博行君	14番	黒木 正建君
15番	春成 勇君	16番	八代 輝幸君
17番	青木 善明君	18番	永友 良和君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

議会事務局長	川野 和成君	事務局長補佐	岩佐 康司君
議事調査係主査	橋本 由香君		

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	黒木 敏之君	副町長	児玉 洋一君
教育長	島埜内 遵君	教育委員長	黒木 知文君
代表監査委員	黒木 輝幸君		
総務課長兼選挙管理委員会事務局長			河野 辰己君
財政経営課長	徳永 恵子君	建設管理課長	恵利 弘一君
農業政策課長兼農業委員会事務局長			横山 英二君
地域政策課長	渡部 忠士君	会計管理者兼会計課長	鳥井 和昭君
町民生活課長	山下 美穂君	健康保険課長	宮越 信義君
福祉課長	中里 祐二君	税務課長	杉 英樹君
上下水道課長	吉田 聖彦君	教育総務課長	野中 康弘君
社会教育課長	稲井 義人君		

---

午前10時00分開議

○議長（永友 良和） おはようございます。只今から本日の会議を開きます。

日程第 1. 議案第 4 2 号

日程第 2. 議案第 4 3 号

日程第 3. 議案第 4 4 号

日程第 4. 議案第 4 5 号

日程第 5. 議案第 4 6 号

日程第 6. 議案第 4 7 号

日程第 7. 議案第 4 8 号

日程第 8. 議案第 4 9 号

日程第 9. 議案第 5 0 号

日程第 1 0. 議案第 5 1 号

日程第 1 1. 議案第 5 2 号

○議長（永友 良和） 日程第 1、議案第 4 2 号町道路線の認定についてから、日程第 1 1、議案第 5 2 号平成 3 0 年度高鍋町工業用地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）まで、以上 1 1 件を一括議題とし、1 議案ごとに総括質疑を行います。

まず、議案第 4 2 号町道路線の認定について質疑を行います。質疑はありませんか。

1 2 番、中村末子議員。

○1 2 番（中村 末子君） 1 2 番、中村末子。町道路線とするに当たり、地域住民から贈与を受けたと説明されましたが、町側で認定しないといけない問題が発生したのか。普通、行きどまりなどの場合については、認定が今まで難しかったがどうか、そのところを伺いしたいと思います。

また、開発行為などによっては、開発業者名義となっていたり、共同共有道路としての名義上の問題があると考えますが、贈与で解決しているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） 建設管理課長。町道認定につきましては、現在のところ問題が発生しているわけではございませんが、将来、建築行為等が実施される場合に支障とならないよう、今回、認定するものであります。

また、行きどまりの場合は、認定をしておりますが、開発などにより道路がつくられ、行きどまりの部分だけが認定しない場合など、不合理が生じる場合などは町への寄付採納を条件に認定を行う場合もあります。

また、今回の認定路線は全て町名義となっており、問題はございません。

○議長（永友 良和） 1 2 番、中村末子議員。

○1 2 番（中村 末子君） 1 2 番。普通、贈与を受ける場合というのは、必ず面整備を行ってからということが条件であると思いますが、それはクリアーしているのかどうか、確認をさせていただきたいと思います。

○議長（永友 良和） 建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） クリアーしているということで、町道認定をいたします。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

次に、議案第43号町道認定路線の変更について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第44号高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 12番。全体的に見ての人員費はどうなるのでしょうか。また、いずれ美術館長も配置するという事なのか、お伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 総務課長。

○総務課長（河野 辰己君） 総務課長。お答えいたします。

人員費につきましては、美術館長と図書館長、歴史総合資料館長及び中央公民館長をそれぞれ配置した場合と比較すれば、当然人員費のほうは少なくなります。

今般の改正につきましては、社会教育施設の指定管理者制度の導入などを含め、総合的な見地からこの職が必要であると考えまして、社会教育施設長を設置するものでございます。

今後、美術館長を単独で配置する必要があると判断した場合につきましては、そのときの状況に応じて社会教育施設長の職務を見直すこともあるかというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

次に、議案第45号高鍋町税条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 12番、中村末子。これは専決処分案件とどう違うのかということですね。また、この条例改正が住民に及ぼす影響はどのようなものがあるのか。生産性向上特別措置法というのはどういう内容か。町内業者では活用できる見込みのある所は何社くらいあるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 税務課長。

○税務課長（杉 英樹君） 税務課長。今回の条例改正につきましては、生産性向上特別措置法の施行日が平成30年6月6日であったことから、専決処分とは異なったということになりますので、今回の議会で上程させていただいたものになります。

○議長（永友 良和） 地域政策課長。

○地域政策課長（渡部 忠士君） 地域政策課長。生産性特別措置法の内容について、地域政策課のほうからお答えをさせていただきます。

生産性特別措置法の内容でございますが、中小企業の実現のため、市町村の認定を受けました中小企業の設備投資を支援するというもので、今後、3年から5年間で、労働生産性を年平均3%以上向上させるために必要な先端設備を導入しようとする中小企業等に対しては、固定資産税の軽減が図られるとともに、国補助金の優先採択といった措置によりまして、事業に必要な資金繰りの支援につなげるというものでございます。

この支援の対象になるためには、先端設備を導入しようとする事業者自身が、計画期間内に労働生産性を向上させるために、先端設備等導入計画を策定する必要がありますけれども、この計画策定に当たりましては、商工会議所や金融機関等の支援が受けられることというふうになっております。

また、活用できる見込みのある事業者につきましてでございますけれども、ようやく国からの導入促進指針というものが示された段階でございまして、その指針に基づきまして、町としまして導入促進基本計画というのを策定するんでございますけれども、その策定がこれからということになってございます。

そういうことでございますので、現時点におきまして、その事業者数の把握というのできていないというところでございます。

町といたしましても、関係機関と十分に連携しながら、中小企業等の生産性向上並びに町経済の活性化を図るために、この事業に取り組む事業者に対しましては、積極的に支援してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 12番、中村末子。事前に、私、中小企業庁の資料をいただくことができました。それにおいて、これを見ると、かなり難しい書類を提出しなければならないのではないかと推測されるわけです。

それから考えた時に、普通の中小企業、零細企業ですね。中小零細企業において、新しい機械を導入するに当たって、どういうふうなパーセンテージで、年率3%以上の労働生産性が向上できるかどうかという、判断ではかなり難しい側面があるんじゃないかなというふうに思うんですね。

それを考えた時に、この書類を一体誰が、どこに、どういうふうにして書いて提出するのか。そして、それが認められればいいんですけど、例えばコンサルタントなどに任せただけの場合、固定資産税が安くなるよりも、コンサルタントに払うお金が高くなるんじゃないかということも出てくる場合もあると思うんですね。それならば、「まあ、もういいか」というふうにして言う部分もあるんじゃないかなと思うんですね。

だから、説明を聞いたところによると、補助率も上がってくるというふうに言われましたので、どういうふうに補助率が上がるのかということは、私もまだわかりませんが、

そして、これが出た段階でこの税条例の一部改正を出す時には、最大限高鍋町としてはどれぐらいの事業者が、どういう計画をしていくんじゃないかということの、ある程度のシミュレーションをしないと、あれもわからない、これもわからないで、条例だけ出されても、条例だけがいっぱい積み積もっていくだけで、何がどうなっているのかさっぱりわからない状況というのが、私たち議員にも出でくるんじゃないかなというふうに思うんですね。条例を全て覚えているわけではありませんので。

だから、そういうことを考えた時には、やはり条例の一部改正とかが提案される場合は、そのあたりの大体大まかこれぐらいの業者が、ひょっとしたら導入されるつもり、導入できる可能性があるのではないかとということぐらいは、ある程度しっかり数字を調べて、調査をして、そして、提案していただきたいなというふうに思うんですね。

そうでないと、あるかないかわからないことに、私たち賛成のしようとか、反対のしようとかがないじゃないですか。元々になる数字がなければ。

だから、私がお願いしたいのは、この町内業者で活用できる見込みのある所は何社くらいあるのかと聞いたんですけど、事前にそういう調査はなされていないんですか。

○議長（永友 良和） 地域政策課長。

○地域政策課長（渡部 忠士君） 地域政策課長。今回の法律が対象としております事業者というのは、中小企業者になります。法律で言いますと、中小企業等経営強化法という法律がございまして、そこに規定されております中小企業者。製造業、その他、そして、卸売業、そして、小売業、それから、サービス業が対象の事業者ということになっております。

これに該当します町内の事業者数につきましてでございますけれども、平成26年の経済センサスがございましたんですけれども、これによりますと、町内でこの法律の対象となる事業者数としましては1,018件ということになります。

1,018件という数字がセンサスの中から拾い上げることができるわけですが、事業者数が把握できていないというお答えをさせていただきましたのは、それだけの事業者の中から、各事業者さんにおいて先端設備等導入することで、労働生産性の年平均3%以上の向上を達成させようと計画する事業者さんが出てくるというふうになります。

その先端設備等の種類が、今回、国からの指針によってようやく示されたという段階でございまして、事業者数につきましても、その中からどのような事業者さんが機械を導入されようとするのかとか、先端設備の種類がどういうものかというところが、ようやく明らかにされたというところでございますので、その把握というのをこれから行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

また、一応、伺いますところでは、町内事業者さんにあつては、大体9事業者さん程度が相談に来ておられるというふうに伺っております。検討されておられるというところは伺っているところでございます。

以上です。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 12番。事業所が1,018件ある、存在するという事は、もう経済センサスでわかっていますよね、調べているからね。当然、これは公になっている数字ですよ。

私が申し上げているのは、今、ふるさと納税で56業者が参加しているということは、答弁をいただいているところなんです。だから、このふるさと納税に参加していらっしゃる事業者からすれば、これは一つのステップアップになる問題じゃないかなというふうに、私は思うんですね。

こういうことを利用して、本来ならこの機械を導入したかったんだけどどうしたいか。最低、参加していらっしゃる56業者あたりでも、こういうのが今度出てくる予定なんだが、どうあなたの所はこういうふうにしたいとか、そういう事前にきちんと調査をしておくべきであると思うし、当然、その先々に行くのであれば、先を見て、私たち議員もですけど、町の職員も先を見て仕事をしていくという状況つくらないといけない。

そして、私はこれについては書類をかなり書きこなしていかないといけない。書類を書きこなすには、相当の実力を持っていかないといけないと思うんですね。そういうことから考えた時に、これを代行できるようなのが商工会議所内にできるのかどうか。

また、生産性向上については、恐らく商工会議所のほうも研修に行かれたと思うんですね。だから、どこで、どういうふうに、その書類の書き方というのをどういうふうにしていくのかというのは、今、最初です。スタートラインですので、ほかの自治体よりも先に走るということは、このスタートラインにした時には、もうドンと鳴った時には、もう書類が書けるようにしておかないと、私、もったいないと思うんですね。

そうしていかないと、ドンと鳴ってから、「ああ、済いません、これわかりませんでした」じゃあどうしようもないと思うんです。だから、スタートラインに立った時には、もう既に書類はちゃんと書けるという準備をしっかりとしておく必要があるんじゃないかなと思います。そこについての研修なり、商工会議所との連携についてはどのようになされていくのか、お伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 地域政策課長。

○地域政策課長（渡部 忠士君） 地域政策課長。私ども職員と商工会議所の担当の方向けの経済産業省の研修につきましては、5月29日に開催されたところでございまして、そこに担当職員出席させていただいたところでございます。

議員のおっしゃいますとおり、この法律施行期日が6月6日ということでございましたので、その時点で、おっしゃるとおり、事業者さんにスタートが切れば、それが一番よかったのでございますけれども、そちらのほうにつきましては、これから改めて商工会議所と調整をさせていただきながら、事業者さん向けの研修会等企画させていただくことになろうかと思っております。

また、この制度等につきましても、町の広報誌、また、ホームページ等を通じまして周

知を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

次に、議案第46号高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） これは国民健康保険制度が高鍋から県へ制度改革が行われたものであるんですが、保険料、保険税とは違う意味であるんですが、名称そのものの変更などについては、他の市町村との整合性は大丈夫なのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 税務課長。

○税務課長（杉 英樹君） 税務課長。税と料の関係でございますが、宮崎県内26市町村におきまして、全て税ということで、保険税で賦課を行っておりますので、名称による問題はございません。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

次に、議案第47号高鍋町都市公園、公園施設及び特定公園施設等の設置の基準を定める条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 12番、中村末子。詳しくは、常任委員会がありますので、その審査に任せるのであろうとは思いますが、国はどのような変更を行い、それが高鍋町に与える影響とはどのようなものになるのか。指定管理者を考えている箇所はあるのか。現在、地域での管理に関してはどうなるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） 建設管理課長。お答えいたします。

これまで都市公園法施行令において、都市公園内の運動施設の面積の比率を100分の50を超えてはならないと規定されていたものが、100分の50を参酌して、地方公共団体の条例で定める割合を超えてはならないという改正がなされたことにより、本町条例で100分の50としたもので、この改正による町内の公園の影響はございません。

また、指定管理者を考えている公園はございませんので、地域で管理していただいている公園の管理には変更はございません。

以上でございます。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

次に、議案第48号高鍋町公民館の設定及び管理に関する条例等の一部改正について質

疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 12番。これを見る限り、管理方法に関して、指定管理者制度をするのでないかというものでありますが、具体的な話が出ているのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） 財政経営課長。指定管理者の導入についてでございますが、町長のほうが提案理由のほうで申し上げましたとおり、今回の条例改正は、各施設における指定管理者導入を検討していく際に、円滑かつ迅速な対応が可能となるように行うものでございまして、現在において具体的な導入対象施設については決まっております。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 12番、中村末子。昨日の一般質問の答弁の中でもあったと思うんですね。美術館の管理については、これはちょっと違うんじゃないかと。指定管理者制度とはちょっと違うんじゃないかというふうに、町長の答弁あったんですね。

そうならば、美術館はどうに外していてもいいんじゃないかなというふうに、私は思ったんですが、そのところはどのようなふうに。提案された理由の中では述べられておりませんでした。どうでしょうか。

○議長（永友 良和） 財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） 財政経営課長。繰り返しになりますけども、具体的にまだ施設が決まっているわけではございませんで、この条例改正の中に出ております施設、どの施設ということはございません。その中で、円滑に導入ができるよう複数の施設を上げておりますが、そのための条例改正でございます。

美術館については、検討対象に入るかどうかも含めて、また今後、検討を重ねていきたいというふうに考えております。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

次に、議案第49号平成30年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）について質疑を行います。質疑はありませんか。13番、黒木博行議員。

○13番（黒木 博行君） 13番、黒木博行。補正予算の詳細は、各常任委員会付託案件となりますので、補正予算全体についてお伺いいたしますが、ふるさと納税もありまして、当初予算119億8,000万円。今回は1億9,000万円増となり、120億円と大幅予算になったわけですが、今回の補正は、何を主眼として組まれたのか、お伺いいたします。

○議長（永友 良和） 財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） 財政経営課長。平成30年度一般会計補正予算（第1号）につきましても、緊急性の高いもの及び財源の裏づけがある事業について、重点的

に予算編成を行ったところでございます。

主なものとしたしましては、最重要施策であります宮崎キャノン株式会社工場建設に関する道路整備事業、国県補助による財源措置の裏づけがある事業としたしましては、埋却地再生整備事業、六次産業化支援体制整備事業、高鍋総合運動公園園路等改修工事などを計上いたしました。

そのほか町長の施政方針、緊急性の高い事業について、予算措置を行ったところがございます。

○議長（永友 良和） ほかに質疑ありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 12番。総括的には、黒木博行議員が質疑を行いましたので、私は具体的な内容について質疑を行いたいと思います。

歳入部分で、社会資本整備事業からの振り替えで、防衛省からの補助が出たようですが、全部の路線に関して出たのか、お伺いします。

県補助について、内容的には常任委員会での審査になると思いますが、県はどのような方針をもって六次産業化を推進され、高鍋町は、それに沿ってどのような計画を持たれているのか、お伺いします。また、これがふるさと納税とのかかわりについては、どのような方向性となるのか、お伺いします。

商工費で、産業後継者育成とはどのようなことをするのか。及び西都児湯観光ネットワークの効果は出ているのかどうか、お伺いします。

都市計画により、公園整備が図られるようですが、どのような内容であるのか。

細かくは、常任委員会で聞きますが、消防施設費に関しての方針はどのように推移しているのか、防火水槽の関係です。

教育振興費の中のキャリア教育について、どのような内容か。今までの職業体験事業とどこがどう違うのか、お伺いします。

文化財保護に関して、今後の計画はどのようなものか。また、ほかの墓所に関しては、どのような計画があるのか、お伺いします。

○議長（永友 良和） 建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） 建設管理課長。建設管理課に関することが2件ありますので、まとめて答弁をさせていただきます。

まず、今回、補正予算で計上させていただいた道路新設改良費の歳入の振り替えについては、社会資本整備総合交付金で予定をしていました高岡・上永谷線のうち、終点側562メートルの区間に関して事業を振り替えるものでございます。

また、公園整備の件でございますが、今回の補正は、公園の長寿命化計画に基づき、高鍋総合運動公園の園路の舗装の改修でございます。

以上です。

○議長（永友 良和） 農業政策課長。

○農業政策課長（横山 英二君） 農業政策課長。六次産業化支援体制整備事業に関しての

御質疑についてでございますが、国県の方針としましては、六次産業化に取り組むに当たっては、明確な事業戦略のもと、付加価値の高い農作物の生産、新商品開発など、初期段階の課題をクリアした上で、商品の量産体制を築き、市場への提供へとつなげていくことが重要であるとされております。

先日の黒木博行議員の一般質問でもお答えさせていただきましたが、本町におきましても、今回、県の交付金を活用しまして、既存の高鍋町六次産業化推進戦略をより実効性のあるものに見直すとともに、あらゆる業種のネットワークづくりや、経営感覚を持って六次産業化の事業に取り組むことができる人材育成に努めるなどして、六次産業化実現に向けた足がかりをつくりたいと考えているところでございます。

なお、ふるさと納税とのかかわりについてでございますが、開発した商品を全国展開していく際に、有効な手段の一つとして活用できるのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 地域政策課長。

○地域政策課長（渡部 忠士君） 地域政策課長。商工費についての御質疑にお答えをさせていただきます。

まず、産業後継者育成とはどのようなことをするのかというところでございます。町では、平成28年度から高鍋町産業後継者親元就業支援事業実施要綱に基づきまして、農業、商業等の後継者に対する支援を旧産業振興課において行ってきたところでございます。

今年度から、農業部門と商工業部門が分離されたことに伴いまして、商工業部門を所管する地域政策課といたしまして、新たに商工費にも当該予算を計上させていただいたものでございます。内容といたしましては、親族の経営体に就業する後継者に対しまして、終業後最長2年間、月額5万円の補助金を交付し、支援をしていこうというものでございます。

また、西都児湯観光ネットワークの効果についてでございますけれども、本ネットワークにおきましては、西都児湯鍋合戦、そして、さいとこゆ「食」の大運動会という2つのイベントを毎年開催しております。いずれも多くの方々がございまして、西都児湯地域の交流人口の拡大には大きな効果が出ているところでございます。

以上です。

○議長（永友 良和） 総務課長。

○総務課長（河野 辰己君） 総務課長。今回の補正につきましては、防火水槽の撤去費用を計上しているところでございます。今後の方針としましては、防火水槽の新設は極力行わず、消火活動に支障が生じないように、現在ある防火水槽の修繕及び消火栓の新設等に対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 教育総務課長。

○教育総務課長（野中 康弘君） 教育総務課長。キャリア教育の内容につきましてお答え

をいたします。

本町では、これまでもふるさと学習や職場体験学習などのキャリア教育を実施しておりますが、キャリア教育のさらなる推進を図るため、センターを設置するものでございます。

業務内容といたしましては、センター内にコーディネーターを1名配置し、町内外の経済団体や企業等を訪問し、職場体験学習を含むキャリア教育への支援・協力依頼や、学校を訪問し、校長やキャリア教育担当者等と協議をし、指導・助言・支援を行うこと。町教育委員会との連携のもと、キャリア教育の推進に関する懇話会の発足・運営を行うことを考えております。

これまでの職場体験事業をさらに充実させて、ふるさとの産業やふるさとでの暮らしを肯定的に理解させる、キャリア教育への進展を図ってまいりたいと考えております。

なお、センターは高鍋商工会議所内に設置し、その運営業務を高鍋商工会議所に委託することを考えておるところでございます。

以上です。

○議長（永友 良和） 社会教育課長。

○社会教育課長（稲井 義人君） 社会教育課長。今回の補正予算に関しましては、町の文化財・史跡であります秋月墓地周辺の整備に係る測量調査委託になります。

秋月墓地とその周辺を訪れる方々のために、駐車場の整備とか、歩道の整備が必要になってきておまして、現在、秋月墓地とその周辺の広い範囲での整備を視野に入れて、検討をしているところです。

ほかの墓所についての計画ですけれども、現在、秋月墓地周辺におきましては、三好善太夫、鈴木馬左也、秋月左都夫など、多くの高鍋の先賢の墓所が存在しております。これまでも姉妹都市の方やゆかりのある企業の方々がお参りに来られていますけれども、全体的な整備をすることによりまして、秋月墓地に限らず、スムーズにその場所まで進めて、気持ちよくお参りができるように整備を進めてまいりたいと考えております。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 12番。ちょっと何点か。先ほど建設管理課のほうから答弁いただきましたが、社会資本整備事業と防衛省からの補助ちゅうのが、どれだけパーセンテージで違うのかということだけ、ちょっと答えていただきたいと思います。

それと、キャリア教育についての問題なんですが、コーディネーターを配置するということ。それを商工会議所内に置くということですね。これ委託するということになるだろうと思うんですけれども、このキャリア教育については、かなりな能力を持った方でないと、配置しても、私は正直な話意味がないと思うんですね。

だから、そのことから考えて、商工会議所に委託する件であっても、このキャリア教育に本当に必要な人材というのを、しっかりとこちらからも提案をしていかないと、私はいけないと思うんですが、そういう提案についてはどういうふうにしていこうとお考えなのか、そこのところをお伺いしたいと思います。

それから、先ほどの答弁でありました文化財保護に関して、ほかの墓所についても、広い範囲で行うということでしたが、米沢から来られた時には、秋月墓地に参拝するよりも、先に三好さんのほうのお墓に行かれることが多いんですね。

というのは、上杉鷹山の家老でありました三好さんの偉業というのが、すごく高く評価されているんです。そういうことからしても、私たちは姉妹都市のことも考え、いろんな所とのお付き合いも考え、何がどう大事だったのかということ全体を、墓所については考えていく必要があるんじゃないかなと思っておりますが、そののところをどうお考えなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） 建設管理課長。補助率についてお答えいたします。

社会資本整備総合交付金の補助率が55%で、防衛省の補助率は70%となります。  
以上でございます。

○議長（永友 良和） 教育総務課長。

○教育総務課長（野中 康弘君） 教育総務課長。キャリア教育に関するコーディネーターの件でございますが、議員がおっしゃるとおり、コーディネーターというのがかなり重要な要素になってくるといふふうに考えております。

今回、この事業を計画するに当たりましては、県内の先例であります日向市、こちらが平成25年度にセンターを設置しておりますが、そちらのほうにお伺いしているいろいろ研修を重ねてまいりました。

日向市につきましても、商工会議所内にセンターを設置しているということ。あと県のキャリア教育のトータルのコーディネーターの方の助言等からも、地元の企業に精通している所がいいだろうということで、商工会議所の設置を考えておるところでございます。

ただ、コーディネーターが、先ほども申し上げますように、重要な役割を果たしますので、その人選につきましても、今回、この予算が通りましたら、教育委員会と商工会議所の十分な協議を重ねて、この事業がうまく進展するような方の人選について協議を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（永友 良和） 社会教育課長。

○社会教育課長（稲井 義人君） 社会教育課長。先ほど議員の言われましたように、確かに米沢の方が来られた時には、三好善太夫の墓に、先にお参りされます。これは上杉鷹山が米沢に入る時に三好善太夫が2通の手紙を渡して、恐れながら申し上げますということで、上杉鷹山はもうずっとその手紙をそばに置いていたという話がありまして、米沢の方は三好善太夫がいたからこそ、米沢では上杉鷹山がいたという認識でいらっしゃいます。

先ほどの説明の中で、駐車場整備といいますのは、当然これはお参りに来られる方のための駐車場の整備も考えております。であれば、どのような方が来られるのか、どこにお参りされる方が一番来られるのか、何が一番大事なところなのかというのは承知しておる

つもりでおります。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

次に、議案第50号平成30年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 単純に、現年課税分マイナスしたということは、国保税は据え置きか、減税となるということなのか、確認させていただきたいと思います。

また、その予算はどこから活用するのか。国保税を繰越金に置きかえています。繰越金の残額はどのくらいあるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮越 信義君） 健康保険課長。お答えいたします。

まず、国民健康保険税についてでございますが、国保税については、県への納付金に必要な額から保険料軽減分等の公費負担分を差し引いた額を賄うこととなります。

現行の税率のままでは、保険税収入見込み額の総額が必要額に足りないことが見込まれるものの、被保険者の急激な負担増は望ましくないことから、繰越金を投入することといたしました。そのことにより、負担増を緩和するというにしましたのでございます。

その結果、基礎課税分は引き下げ、後期高齢者支援金分及び介護納付金分は引き上げることとするものでございます。

次に、繰越金の残額についてでございますが、繰越金額は2億6,600万円を見込んでおります。当初予算で1,457万円。今回、2,823万8,000円を投入する予定でございますので、2億2,300万円程度の残額となる予定でございます。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

次に、議案第51号平成30年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 12番、中村末子。保険給付費が変更になった理由は述べられましたけれども、その理由を再度述べてください。というのは、介護度に変化が出て、施設を変えなければいけない状況になったのか。それとも、新規利用者の介護度をはじめ、何か理由が出ているかわからないからですが、お伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮越 信義君） 健康保険課長。お答えいたします。

保険給付費が変更になった理由についてでございますが、今回、グループホームについて、要支援の方の御利用があり、地域密着型介護予防サービス給付費が必要となったものでございます。

グループホームの御利用につきましては、要支援2以上の方の御利用ができる施設でございますが、これまで要介護1以上の方のみの御利用でございましたので、地域密着型介護サービス給付費にのみ予算を計上していたものでございます。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

次に、議案第52号平成30年度高鍋町工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 12番、中村末子。上下水道の工事に伴うものであるとの説明がありました。まだ供給されておりませんが、水道事業の加入負担金などについては、いつの時点で入るのか、お伺いしたいと思います。

また、工事する中で、キヤノンは立ち会われたと思いますが、どのような要望が出されたのか、お伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 上下水道課長。

○上下水道課長（吉田 聖彦君） 上下水道課長。給水関係ですので、上下水道課のほうでお答えいたします。

給水加入負担金の納入時期についてでございますが、まだ決まっておきませんが、通常は検査前までに納入することとなっております。

それから、水道に関する要望につきましては、必要給水量以外につきましては特段要望はございません。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

以上で総括質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第42号から議案第45号及び議案第47号から議案第49号までの7件につきましては、お手元に配付しました付託議案審査日程表のとおり、所管の各常任委員会に審査を付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 異議なしと認めます。したがって、議案第42号から議案第45号及び議案第47号から議案第49号までの7件につきましては、各常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第46号及び議案第50号から議案第52号までの4件につきましては、議長を除く15名をもって構成する特別会計予算及び条例審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 異議なしと認めます。したがって、議案第46号及び議案第50号

から議案第52号までの4件につきましては、議長を除く15名をもって構成する特別会計予算及び条例審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。

正副委員長の互選を行いますので、議員の皆様は第3会議室にお集まりください。

午前10時40分休憩

.....

午前10時43分再開

○議長（永友 良和）再開いたします。

先ほどの特別会計予算及び条例審査特別委員会の設置に伴いまして、正副委員長の互選が行われましたので、結果について報告いたします。

特別会計予算及び条例審査特別委員会、委員長に青木善明議員、副委員長に津曲牧子議員がそれぞれ互選されました。

\_\_\_\_\_ . \_\_\_\_\_ . \_\_\_\_\_

○議長（永友 良和）以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

お疲れさまでした。

午前10時43分散会

\_\_\_\_\_